

○第三次宮崎市文化振興計画改訂(案)に関する意見への回答

番号	意見・情報記入欄	回答
1	<p>・市民、特に若者の芸術に対する関心を高めていくためには、絵画や彫像などの美術品を間近で鑑賞する機会を増やすことが重要である。</p> <p>・一流の芸術家の作品を鑑賞することで、子どもの創作意欲が高まり、自分も人を感動させられる作品を創りたいと感じてほしい。</p> <p>・一方でプロの美術品は基本的には有料で鑑賞することが基本であり、子どもにとっては多少の垣根となっている現状がある。</p> <p>■これ以降は提案■</p> <p>・市本庁舎3階に弥勒先生の油彩があり、その大きな作品を2人の中学生らしい生徒が熱心に鑑賞している様子を見かけたことがある。遠近感が不思議だ、色彩が綺麗だ、などを言っていたが、この生徒たちはなんらかの感動や感銘を受けたと感じたところである。</p> <p>・元市長時代は、瑛九等の作品が庁内の各所に飾ってあったが、前市長に変わった頃からほとんど見かけない。あの美術品はいずこに？</p> <p>・現在、新庁舎を計画しているが、市が所有している美術品や文化財を、市民が集うフロアに効果的に配置することで、前述の中学生のような機会を沢山創出してほしい。</p> <p>・どこかに保管している瑛九等の美術品も再度、市民や来客者に鑑賞していただきたい。</p>	<p>文化芸術を鑑賞する機会の創出につきましては、文化施設を運営する指定管理者や市芸術文化連盟等と連携を図りながら、市民の皆様へ文化芸術に触れる機会を少しでも多く提供できるよう、通常より安価で文化芸術に触れる機会の創出に取り組んでいます。</p> <p>また、令和2年11月に制定した「宮崎市文化芸術基本条例」の基本施策にある「子ども・若者、障がい者の方々への文化芸術活動の充実」を展開するにあたり、今年度からアート作品を募集し、優れた作品をグッズ化して販売する「障がい者等文化芸術活動推進事業」を開始しました。</p> <p>今後も美術品を含む文化芸術を鑑賞する機会の創出や芸術作品の創作・発表の場を提供することにより、文化芸術の人材育成に繋がるよう努めていきたいと考えています。</p> <p>【提案について】</p> <p>昨年度、市の所有する美術作品を良好な環境で保管するため、旧みやざき歴史文化館に「美術作品特別収蔵庫」を設置し、瑛九をはじめとする市の所有作品を収蔵しています。今後は、ご意見のとおり、これらの美術作品を計画的に市民の皆様に見ていただく機会を創出するなど、市の所有する美術作品の効果的な活用を努めていきたいと考えています。</p>
2	<p>私は発達障害が有り、絵を描く事が得意としています。</p> <p>障害の影響でコミュニケーションが得意ではなく、絵を仕事に繋げる事が困難です。</p> <p>障害者を対象とした販売等がある際は、是非とも参加したいです。</p>	<p>現在、本市では、作者が芸術作品を販売するなど、商業活動への支援等は行っていませんが、今年度から障がいのある方からアート作品を募集し、優れた作品をグッズ化して販売する「障がい者等文化芸術活動推進事業」を実施しています。</p> <p>また、展覧会等を開催する際には、事業費の一部助成を行う個人でも利用可能な「地域文化活動補助金」があります。この制度を含め、障がいのある方の文化芸術活動への参加については、今回の計画の改訂にあたりましても、新たな施策の方向である「障がい者の文化芸術活動の推進」の主要施策の中に、創作した芸術作品を展示・販売する機会の創出を位置づけるなど、よりいっそうの充実を図り支援を行っていきます。</p>